

国民健康保険特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局国民健康保険グループ
 国保収納グループ
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

12月1日から

国民健康保険の保険証が 新しくなります

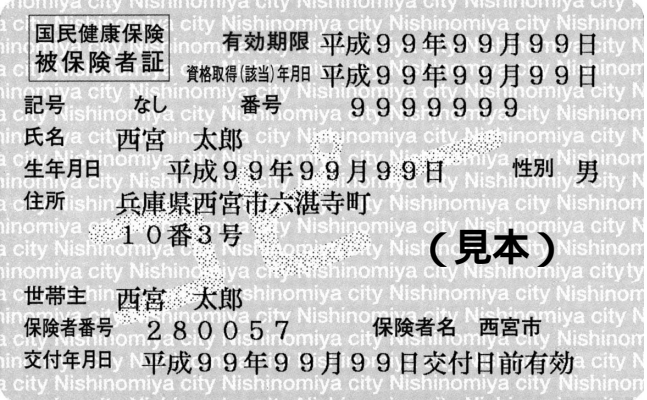
国民健康保険証 が1人に1枚の 紙カード様式に かわります

12月1日から国民健康保険証が新しくなり、世帯に1枚の保険証から1人に1枚の紙カード様式の保険証にかわります(左記見本参照)。

保険証の色は、一般被保険者、退職被保険者どちらも「藤色(うす紫色)」です。

保険証は 11月中旬に 送付します

(保険証 見本) ※実物大



保険料の滞納がない世帯には、11月中旬に配達記録郵便で世帯主あてにまとめて郵送します。

受け取りの際には印鑑が必要で、不在の場合はお届けできませんので、再配達を依頼するか、郵便局窓口で直接受け取ってください。

医療機関での 受診の際には

12月1日以降は、医療機関での受診の際、必ず新しい保険証を窓口提示してください。

現在の保険証は、有効期限の11月30日を過ぎると使用することができませんのでご注意ください。



納付相談会について

保険料滞納のため保険証が郵送されない世帯を対象に次の日程で納付相談会を行います。対象の世帯には事前に文書でご案内をお送りします。
 相談期間は11月26日(月)から12月3日(月)まで、いずれも午前9時30分から午後5時までです。会場は、市役所本庁舎2階の2222会議室です。
 なお、期間中は土・日曜日も開設しますが、入口は本庁舎正面の玄関のみとなりますので、ご注意ください。

※納付相談会についてのお問合せは

国保収納グループ

(電話0798-35-3091
3155・3156)まで

国保の加入・脱退の手続きについて

届出をお忘れなく

わが国では、すべての人がいずれかの健康保険に加入するという国民皆保険制度をとっています。勤務先の健康保険(政府管掌健康保険、健康保険組合、各種共済組合など)に加入していない人は、国民健康保険

ご注意ください!

保険料や医療費に関する不審電話にご注意ください。

本年5月以降、保険料や医療費に関する不審電話の通報が相次いでいます。その内容は、
 ①「西宮市から委託を受けて保険料を回収している。」
 ②「社会保険の方から委託を受けて国民健康保険料の収納代行をしている。」
 ③「国から高額医療費の助成金が出るのでキャッシュカードを持って銀行のATMに行ってください。」
 といったものです。

西宮市では、保険料徴収を他の団体等に委託したことは一切ありません。また西宮市も厚生労働省もこのような電話は行っておりません。これらは電話で言葉巧みに銀行等のATMに誘導するといふ、いわゆる「振り込め詐欺」である疑いがあります。

万が一、このような不審な電話を受けることがあってもお金を振り込んだり、口座番号を教えたりしないようくれぐれもご注意ください。

(以下「国保」)に加入することになります。

また、国保に加入して、新たに勤務先の健康保険などに加入した場合は、国保を脱退し、保険証を返却することになります。(国保の資格がなくなっても届出をしないと保険料の請求が続きます。また、国保の保険証を返却せず使いつつ、国保が負担した費用を返還していただく場合があります。)

加入・脱退の手続きに必要な書類は、(表1)をご参照ください。

加入の届出は転入の日、勤務先の健康保険の資格がなくなった日から14日以内に、また、勤務先の健康保険に加入した場合等により国保から脱退するときも14日以内に届出が必要で、(手続きは事前にご注意ください。)

<表1>加入・脱退に必要な書類

国保に加入するとき	届出に必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印鑑
職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者からはずれたとき	印鑑、資格喪失証明書、年金証書(厚生年金・共済年金等を受給されている人)
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳、振込口座のわかるもの

※保険証の即日交付を希望する場合は、運転免許証又はパスポート等写真付公的証明書が必要です。

国保を脱退するとき	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国保と職場の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は、健康保険に加入したことを証明するもの)
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、会葬御礼ハガキ又は葬儀の領収書、振込口座のわかるもの

加入・脱退については、お問い合わせは、資格・賦課チーム(電話0798-3117・3118)まで

保険料の納め忘れはありませんか ～納期内納付にご協力ください～

★保険料の納付は 口座振替で!

つい忘れがちな保険料の納付には、口座振替をお勧めします。手続は、預貯金口座のある金融機関または郵便局の窓口で。
 【手続に必要なもの】
 ①預貯金通帳
 ②預貯金通帳の届出印
 ③世帯主の認印
 ④保険証・納付書など被保険者証番号のわかるもの
 ⑤口座振替依頼書(市内の金融機関・郵便局に常備)



※口座振替についてのお問合せは
国保収納グループ
(電話0798-3155・3156)まで

国民健康保険に関する問い合わせ先

- ◆加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について
給付チーム
0798-35-3120
- ◆納付書・分納・納付相談会について
国保収納グループ
0798-35-3091・3155・3156